

令和4年11月  
滋賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会

会 議 録

令和4年11月8日 開会

令和4年11月8日 閉会

滋賀県後期高齢者医療広域連合議会

# 令和4年11月滋賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

## 目次

### ○会議録 [11月8日(火)]

出席議員の番号氏名	1
欠席議員の番号氏名	1
会議に出席した者の職氏名	1
議事日程	2
会議に付した事件	2
開会	3
諸般の報告	3
日程第1 議席の指定	3
日程第2 会議録署名議員の指名	3
日程第3 会期の決定	3
日程第4 地方自治法第180条議会の委任による専決処分について	4
日程第5 議案第7号から議案第15号まで一括議題 (専決処分につき承認を求めることについて(滋賀県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例)他8件)	4
閉会	12

令和4年11月滋賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

令和4年11月8日

開会 午後2時35分

閉会 午後3時00分

令和4年11月 滋賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会 会議録

招集年月日 令和4年11月8日（火曜日）

招集場所 広域連合議会議場（大津市民会館 2階 小ホール）

会議に出席した議員（18名）

1番	佐藤健司	3番	浅見宣義
4番	小西理	5番	橋川涉
6番	川那辺守雄	7番	野村昌弘
8番	岩永裕貴	9番	栢木進
10番	生田邦夫	11番	福井正明
12番	小椋正清	13番	平尾道雄
14番	堀江和博	15番	西田秀治
16番	有村国知	17番	中島政幸
18番	野瀬喜久男	19番	久保久良

会議に欠席した議員（1名）

2番 和田裕行

説明のため出席した者の職氏名

広域連合長	宮本和宏	副広域連合長	伊藤定勉
副広域連合長	仁科芳昭	代表監査委員	若林忠彦
事務局次長	山田裕子	総務企画課長	池田征史
業務課長	磯口みのり	会計課長	奥野貫
業務課副参事	池田奈美		

職務のため出席した者の職氏名

書記 米倉崇之 書記 日江井達郎

## 議事日程

- 第1 議席の指定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 会期の決定
- 第4 地方自治法第180条議会の委任による専決処分について  
(訴えの和解)
- 第5 議案第7号から議案第15号  
(専決処分につき承認を求めることについて(滋賀県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例)他8件)

## 会議に付した事件

- 第1 議席の指定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 会期の決定
- 第4 地方自治法第180条議会の委任による専決処分について  
(訴えの和解)
- 第5 議案第7号から議案第15号  
(専決処分につき承認を求めることについて(滋賀県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例)他8件)

## 議事の経過

開会 午後 2 時 3 5 分

(開会 開議)

○議長（野村昌弘君） ただいまから、令和 4 年 1 1 月滋賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

日程に先立ち諸般の報告をいたします。

本日の出席議員は 1 8 名、欠席議員は 1 名。欠席議員は、和田裕行議員であります。

次に、本日の議事日程は、お手元に配付いたしております議事日程のとおりであります。

次に、本定例会に説明員として出席通知のあった者の職・氏名は、お手元に配付いたしております文書のとおりでありますので、ご了承願います。

これより日程に入ります。

(日程第 1)

○議長（野村昌弘君） 日程第 1、議席の指定を行います。

今回当選されました議員の議席番号は、滋賀県後期高齢者医療広域連合議会会議規則第 5 条第 2 項の規定により、本職において指定いたします。

浅見宣義議員は 3 番に指定いたします。小西理議員は 4 番に指定いたします。有村国知議員は 1 6 番に指定いたします。

(日程第 2)

○議長（野村昌弘君） 日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第 9 7 条の規定により、1 5 番 西田秀治議員、1 8 番 野瀬喜久男議員を指名いたします。

(日程第 3)

○議長（野村昌弘君） 日程第 3、会期の決定を議題といたします。

お諮りをいたします。

定例会の会期は、本日 1 日間にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（野村昌弘君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日間と決定いたしま

した。

(日程第4)

○議長(野村昌弘君) 日程第4、広域連合長から報告第1号「地方自治法第180条議会の委任による専決処分について(訴えの和解)」が議会に提出されました。報告書については、議席に配付しておりますとおりでありますので、ご了承願います。

(日程第5)

○議長(野村昌弘君) 日程第5、議案第7号から議案第15号までを一括議題といたします。

広域連合長から提案理由の説明を求めます。

○広域連合長(宮本和宏君) はい、議長。

○議長(野村昌弘君) はい、広域連合長。

○広域連合長(宮本和宏君) 本日、議員の皆様方のご参集のもと、令和4年11月滋賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会し、諸案件の審議をお願いすることに当たりまして、その概要をご説明申し上げますとともに、諸般の報告をさせていただきたいと思っておりますが、その前に、今回発生いたしました後期高齢者医療保険料の軽減判定誤りにつきまして、あらためて皆様にお詫びを申し上げます。

事案の発覚以降、広域連合では、対象者の把握や、正しい軽減判定の計算など、鋭意対応を進めてまいりました。また、市町職員の皆様には、大変お忙しいところ、対象者の所得内容の確認や保険料の還付並びに追加徴収にご協力をいただいたところでございます。この結果、10月上旬に、今回の軽減判定誤りにより、保険料に影響を受ける被保険者数などを確定させていただくことができました。

議員の皆様、また市町職員の皆様には、ご協力に感謝申し上げますとともに、ご迷惑をおかけいたしましたことにつきまして、重ねて、心よりお詫びを申し上げますとともに、再発防止と信頼回復に万全を期してまいります。誠に、今回の件、申し訳ございませんでした。

それでは、まず、当広域連合の「医療費の動向」について申し上げます。被保険者数は、令和4年9月末現在、19万3,578人であり、制度開始から約6万人増加しております。直近の9月では、前年同月比で4.3%の伸び率となっており、いわゆる団塊の世代

の年齢到達も相まって、被保険者数は増加傾向にあります。

医療給付費全体では、令和3年度は、対前年度比で2.9%の増加となりました。また、今年の3月から8月までの診療分にかかります被保険者一人当たりの月別給付費の平均につきましては、前年度比で1.1%増加しております、引き続き増加傾向にあるところでございます。

次に、議員の皆様もすでにご承知のとおり、この10月1日から、後期高齢者医療制度におけます被保険者の医療機関等での窓口負担割合の見直しが行われ、一定の所得を有する後期高齢者の医療機関等での窓口負担の割合が1割から2割へと見直されたところでございます。これに伴いまして、県内では約44,000人の被保険者の方が2割負担の対象となったところでございます。各市町におかれましては、周知広報や全ての被保険者への保険証の2回交付などにご協力をいただきました。心より御礼申し上げます。

次に、後期高齢者の保健事業のうち、「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」につきましては、昨年度からさらに3市町増え、今年度は15市町と委託契約をさせていただいております。これにより、例えば、健診を受けた履歴が確認できず、医療や介護サービス等にもつながっていない、「健康状態が不明な被保険者」への状態把握・支援等を行う市町につきましては、昨年度から倍増し、今年度は12市町において取り組んでいただいているところでございます。引き続き、市町の課題に応じて支援を行いますとともに、一体的実施の導入に向けて検討されている市町とも協議を行いまして、全市町の実施に向けて連携を深めてまいりたいと考えております。

それでは、今議会に提出をしております議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案第7号は、滋賀県人事委員会勧告及び滋賀県職員の取扱いに準じまして、会計年度任用職員の期末手当の支給割合を変更するため、「滋賀県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」の一部改正につきまして専決処分を行いましたので報告いたしますとともに、案件につきまして承認を求めるとでございます。

議案第8号は、引用法律の改廃に伴いまして、所要の規定の整備を行いますため、「滋賀県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例」の一部改正につきまして専決処分を行いましたので報告いたしますとともに、案件につきまして承認を求めるとでございます。

議案第9号は、新型コロナウイルス感染症の影響によります保険料の減免特例を令和4

年度も適用するため、「滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例」の一部改正につきまして専決処分を行いましたので報告いたしますとともに、案件につきまして承認を求めるものでございます。

議案第10号及び議案第11号は、当広域連合一般会計及び後期高齢者医療特別会計の令和3年度決算について認定を求めようとするものでございます。

一般会計では、広域連合の運営経費や、国の保険者インセンティブ交付金を財源とします市町が実施をする保健事業に対しまして財政支援を行うなど、歳入歳出決算額は、歳入額が1億7,361万9,782円に対しまして、歳出額が1億6,417万3,186円となり、歳入歳出差引額、944万6,596円の剰余となったところでございます。

次に、特別会計では、医療費などの保険給付費として約1,563億2,800万円、健診などの保健事業費として約2億9,900万円を支出するなど、歳入歳出決算額は、歳入額が1,765億1,715万8,220円に対しまして、歳出額が1,683億8,338万8,597円となりまして、歳入歳出差引額、81億3,376万9,623円の剰余となったところでございます。このうち、国等への返還金等を除きました約21億8,000万円を給付費等準備基金へ積立てることとしております。

なお、令和3年度広域連合決算審査につきましては、去る8月8日に執り行われまして、本日、若林代表監査委員から決算審査報告をいただきます。広域連合といたしましては、決算審査の意見を踏まえまして、引き続き適正な運営に努めてまいり所存でございます。

次に、令和4年度一般会計及び後期高齢者医療特別会計の補正予算につきましてご説明申し上げます。これは、令和3年度の決算に基づきまして、その剰余金を受け入れるとともに、必要な予算措置を講じようとするものでございます。

まず、議案第12号の一般会計補正予算は、令和3年度の国庫支出金及び市町負担金の精算にともない返還金及び特別調整交付金の剰余を特別会計に繰り出すことによりまして、744万7,000円を増額いたしまして、歳入歳出予算額の総額を1億9,060万3,000円とするものでございます。

次に、議案第13号の特別会計補正予算につきましては、令和3年度決算の剰余金の繰り越しと一般会計からの繰り入れを計上いたしますとともに、国、支払基金、市町への返還金などいたしまして、59億5,741万1,000円を増額するとともに、給付費

等準備基金への積立てといたしまして、新たに21億8,673万6,000円を増額するなど、あわせまして、81億6,026万円を増額いたしまして、歳入歳出予算額の総額を1,791億3,509万1,000円とするものでございます。

議案第14号は、広域連合の事務分掌を見直して、保健事業と保険給付業務等を一体的に処理をし、医療費の適正化を一層推進するため、「滋賀県後期高齢者医療広域連合事務分掌条例」の一部を改正しようとするものでございます。

議案第15号は、「地方自治法第196条第1項」の規定によりまして、識見を有する者のうちから選任する監査委員につきまして、引き続き、若林忠彦氏を選任することにつきまして、議会の同意を求めるものでございます。

以上、9件の議案につきまして、ご審議いただきますようお願い申し上げまして提案説明とさせていただきます。どうかよろしくお願いたします。

○議長（野村昌弘君） 提案理由の説明が終わりました。次に代表監査委員より決算審査の結果報告をお受けしたいと思います。

○代表監査委員（若林忠彦君） はい、議長。

○議長（野村昌弘君） はい、代表監査委員。

○代表監査委員（若林忠彦君） 代表監査委員の若林でございます。監査委員を代表いたしまして令和3年度の決算審査報告をさせていただきます。

去る8月8日に福井監査委員とともに関係職員から説明を聴取し、例月出納検査の結果も参考にしながら決算審査を実施いたしました。その結果、令和3年度滋賀県後期高齢者医療広域連合一般会計及び特別会計の歳入歳出決算について、決算書等関係する諸書類は、いずれも関係法令に準拠して作成され、計数等は正確であり予算の執行及び財産の取得管理については適正に処理されているものと認められました。なお審査の意見につきまして、詳しくはお手元の資料「滋賀県後期高齢者医療広域連合一般会計・後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算審査意見書」を配布しておりますが、この19頁をご覧いただきたいと思います。私から、そのうちの2点についてここで報告させていただきたいと思います。

まず、1点目は、広域連合の人員や組織体制に関するものでございます。新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年度も被保険者の受診控えが続きました。今年度に

入って、医療費の給付状況は以前の状況に戻りつつありますが、変異株などの影響により、制度の運営においては、今後の予測や対応の難しい状況が今も続いており、また、今年度は第8期の保険料改定が行われましたが、加えて、広域連合長からも説明がございました。10月には窓口負担割合の見直しが行われ、さらには、団塊の世代の後期高齢者医療制度への加入が本格化するなど、制度を取り巻く環境は従来にも経験したことがない、大きな変化を迎えているところであります。このような中、広域連合においては、業務量の増加、多様化、複雑化が予想されますが、引き続き円滑な制度運営ができるよう、業務委託やITの活用等による事務の省力化・効率化を進めるとともに、中長期的観点に立ち広域連合の人員や組織体制のあり方等についてもしっかりと検討していただきたく考えます。

2点目は、保健事業等を賄う貴重な財源である保険者インセンティブ制度の動向を注視し、適切に対応していただきたいということです。広域連合では、被保険者に対する予防・健康づくりの取組や医療費適正化の事業について、健康診査や歯科健診など、さまざまな事業を実施し、市町負担金を軽減する財源として同制度を活用しております。保険者インセンティブについては、これまで広域連合は、全国でも高い得点を獲得してまいりました。これについては、大いに敬意を表するところでありますが、令和5年度分からは制度の方向性が見直される予定と聞いております。国の財源にも限りがある中で、今後も現在と同じように確保できるか不透明だと思慮いたします。

広域連合におかれては、国の動向を注視し、市町や関係機関との連携を更に密にして、各市町の特性に合った施策をサポートする等、従来にも増して、適切に対応していただきたいと思慮いたします。

以上、私からの報告といたします。

○議長（野村昌弘君） ありがとうございます。

これより質疑に入ります。

まず、議案第7号に対する通告による質疑はございません。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。議案第7号に対する通告による討論はございません。これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。お諮りをいたします。

議案第7号「専決処分につき承認を求めることについて」は、原案のとおり承認することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長(野村昌弘君) ご着席ください。起立全員であります。よって、議案第7号は、原案のとおり承認されました。

次に、議案第8号に対する通告による質疑はございません。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。議案第8号に対する通告による討論はございません。これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。お諮りをいたします。

議案第8号「専決処分につき承認を求めることについて」は、原案のとおり承認することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長(野村昌弘君) ご着席ください。起立全員であります。よって、議案第8号は、原案のとおり承認されました。

次に、議案第9号に対する通告による質疑はございません。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。議案第9号に対する通告による討論はございません。これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。お諮りをいたします。

議案第9号「専決処分につき承認を求めることについて」は、原案のとおり承認することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長(野村昌弘君) ご着席ください。起立全員であります。よって、議案第9号は、原案のとおり承認されました。

次に、議案第10号に対する通告による質疑はございません。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。議案第10号に対する通告による討論はございません。これ

をもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。お諮りをいたします。

議案第10号「令和3年度滋賀県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」は、原案のとおり認定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長(野村昌弘君) ご着席ください。起立全員であります。よって、議案第10号は、原案のとおり認定されました。

次に、議案第11号に対する通告による質疑はございません。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。議案第11号に対する通告による討論はございません。これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。お諮りをいたします。

議案第11号「令和3年度滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」は、原案のとおり認定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長(野村昌弘君) ご着席ください。起立全員であります。よって、議案第11号は、原案のとおり認定されました。

次に、議案第12号に対する通告による質疑はございません。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。議案第12号に対する通告による討論はございません。これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。お諮りをいたします。議案第12号「令和4年度滋賀県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)」は、原案のとおり決することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長(野村昌弘君) ご着席ください。起立全員であります。よって、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号に対する通告による質疑はございません。これをもって質疑を終結

いたします。

これより討論に入ります。議案第13号に対する通告による討論はございません。これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。お諮りをいたします。

議案第13号「令和4年度滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり決することに賛成の方のご起立を求めます。

（起立全員）

○議長（野村昌弘君） ご着席ください。起立全員であります。よって、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号に対する通告による質疑はございません。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。議案第14号に対する通告による討論はございません。これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。お諮りをいたします。

議案第14号「滋賀県後期高齢者医療広域連合事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり決することに賛成の方のご起立を求めます。

（起立全員）

○議長（野村昌弘君） ご着席ください。起立全員であります。よって、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号に対する通告による質疑はございません。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。議案第15号に対する通告による討論はございません。これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。お諮りをいたします。

議案第15号「滋賀県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて」は、原案のとおり同意することに賛成の方のご起立を求めます。

（起立全員）

○議長（野村昌弘君） ご着席ください。起立全員であります。よって、議案第15号は、

原案のとおり同意することに決しました。

○議長（野村昌弘君）　ただいま全会一致で同意をされました。これからお世話になりますがよろしくお願い申し上げます。

以上をもちまして本日の議事日程は、すべて終了いたしました。

これをもちまして令和４年１１月　滋賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

閉会　午後３時００分

滋賀県後期高齢者医療広域連合議会会議規則第97条の規定により下記に署名する。

令和4年11月8日

滋賀県後期高齢者医療広域連合議会議長

野村昌弘

署名議員

西田秀治

署名議員

野瀬喜久男